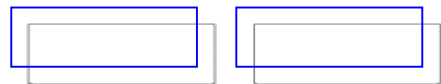


令和6・7・8年度宮崎市指名競争入札
参加資格審査申請書提出要領

(物品)



宮崎市総務部契約課



宮崎市及び宮崎市上下水道局が行う物品の購入、貸借、修繕及び不用物品の売払い等の契約に関する指名競争入札参加資格を得ようとする方は、次の要領により指名競争入札参加資格審査申請書等を提出してください。

1. 申請者の資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）に該当しない方。

《参考》地方自治法施行令（抜粋）
（一般競争入札の参加者の資格）
第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
（指名競争入札の参加者の資格）
第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- ② 営業に関し、法令上必要とする資格等を有する方。
③ 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
④ 宮崎県内に特別徴収義務のある事業所を有する場合、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付していること。
⑤ 役員等が宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

《参考》宮崎市暴力団排除条例（抜粋）
（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
(3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
(4) 市民等 市民及び事業者をいう。

2. 申請方法・受付期間等

（1）郵送又は信書便による申請

①受付期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月31日（金）の消印まで有効

※ 申請書類を郵送する封筒の表・左下に、朱書で「資格審査申請書類 在中」と明記してください。

※ 受付後にFAXで受付票を送信しますので、受付票に商号又は名称と送信先を記入してください。

- ②郵送先 〒880-8505 住所不要（宮崎市橘通西一丁目1番1号）
宮崎市総務部契約課物品係

※なるべく郵送での提出にご協力ください。

（2）持参による申請（申請書類の記載内容を説明できる方が持参してください）

①受付期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月31日（金）まで

（ただし、期間中の土曜、日曜、祝日は除きます）

②受付時間

- ◎ 午前9時00分から午前11時30分まで
- ◎ 午後1時30分から午後4時00分まで

③受付場所

宮崎市役所 第2庁舎 3階会議室A（契約課前）

注）上記の受付期間を過ぎた申請については受理いたしません。

3. 提出書類

法人の場合は4ページ、個人の場合は5ページを参照してください。

4. 注意事項

- (1) 提出前に必ず「提出書類一覧表(物品)」によりチェックしてください。
(提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。)
- (2) **登録期間中の希望業種の変更及び順位の変更はできません**ので、希望業種の記入にあたってはご注意ください。
- (3) 書類は、明確に記入してください。(フリガナ、郵便番号を忘れないでください)
(12ページからの申請書記入例を参照の上、ご記入ください)
入札代理人、代理店・特約店、取扱品目一覧表の記入欄を増やししたり、別紙に記入したりするとパンチ入りに支障をきたしますので、行わないでください。なお、記入欄が不足する場合は、登録後、変更届にて追加申請してください。
- (4) 印鑑証明書(個人のみ)、登記事項証明書(法人のみ)、所轄税務署発行の納税証明書、許可、登録、認可、販売代理店、特約店の各証明書等については、写しでもかまいません。
- (5) 受付票の所在地、商号等については、本店・支店のどちらでもかまいません。
- (6) ファイル綴りは不要です。

5. 競争入札参加資格の有効期間

- (1) 競争入札参加資格の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとします。
※今回(令和6・7・8年度分)から、有効期間が3年間となります。
- (2) 有効期間中は、必ずしも指名があるとは限りませんのでご了承ください。
- (3) 有効期間は、事情により変わることがあります。

6. 審査結果

審査結果は、宮崎市ホームページで公表します。
※郵送による通知はいたしませんのでご注意ください。

7. 問い合わせ先

宮崎市総務部契約課物品係
【電話】 0985-21-1725
【FAX】 0985-23-5517
【e-mail】 03keiyak@city.miyazaki.miyazaki.jp

8. その他

- (1) 申請書類等に関する情報、申請書提出後の変更時の必要書類等についてはホームページに掲載しています。
<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>
トップページ⇒産業・事業者⇒入札・契約⇒業者登録・変更⇒物品等指名競争入札参加資格申請・名簿
トップページ⇒産業・事業者⇒入札・契約⇒業者登録・変更⇒物品等競争入札参加資格変更
- (2) 申請書記載事項(所在地、商号、代表者名、電話、FAX等)は、情報公開請求の公開対象となります。
(指名競争入札参加資格者名簿を市のホームページに掲載します)

(法人の場合)

	番号	提出書類名	記入要領及び留意事項
必ず提出しなければならない書類	①	提出書類一覧表（物品）	◎完備した書類は、チェック欄にシ印を記入して、提出してください。
	②	受付票（物品）	◎「所在地、商号又は名称、代表者名、担当者名、電話、FAX番号」を記入し、提出してください。
	③	指名競争入札参加資格審査申請書（物品）	◎記入例P 1 2を参考にしてください。 ◎「新規、継続」の欄は、過去に名簿登録したことがある場合は「継続」に○印、ない場合は「新規」に○印をしてください。 ◎「債権者コード」欄は、以前登録のある場合はそのコードを記入してください。 ◎「所在地」は、法人の登記簿に登録してある本店を記入してください。 ◎「商号又は名称」は、本店（本社）名を記入してください。 ◎「代表者」は、法人の登記簿に登録してある代表権のある方を記入してください。 ◎「希望業種」については、P 7～9の「指名希望業種分類表」から選び、指名希望順（2業種まで）に記入してください。なお、指名にあたっては、第1位の指名希望業種を優先します。 ◎「支店等」は、見積、契約締結等を支店等に委任する場合に記入してください。 ◎「入札代理人」は、見積、入札を代理人に委任する場合に記入してください。
	④	希望業種取扱品目明細表	◎記入例P 1 3を参考にしてください。
	⑤	代理店・特約店・取扱品目一覧表	◎記入例P 1 4を参考にしてください。⑮を確認
	⑥	登記事項証明書（写し可）	◎登記している法務局の発行する登記事項証明を提出してください。 ◎現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のどちらでも可。 ◎発行日付は、令和6年2月1日以降のものとしします。
	⑦	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（共通様式1）	◎「役員等名簿」は、記入例P 1 5、1 6の記入方法等を参考に対象者全員について記載してください。
	⑧	納税証明書等	◎P 6の「法人申請の場合」の欄を、参照してください。
		納税証明書（写し可）	◎所轄税務署発行のもので、発行日付は令和6年2月1日以降のもの。
	⑧	市税等の課税・納付状況確認同意書（共通様式3）	◎記入例P 1 7を参考にしてください。 令和6・7・8年度受付分から、契約課が納付状況の確認をいたします。 ※滞納無証明書の取得は必要ありませんので、ご注意ください。
	⑨	個人住民税の特別徴収実施確認書（共通様式2）	◎記入例P 1 8を参考に、直近の領収書の写しを添付するか、当該市町村の税務担当課に確認印を受けて、提出してください。
⑩	財務書類（写し可）	◎商法、会社法、その他の法律に規定する、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（直近1カ年分）を提出してください。	
⑪	使用印鑑届（共通様式4）	◎記入例P 1 9を参考にしてください。 ◎使用印は、見積、入札、契約の締結、納品、代金の請求並びに受領に使用される印鑑であって、印鑑証明を受けた印鑑でなくても構いません。 ※支店等委任する場合には不要（⑫委任状をもって使用印鑑届を行うこと）	
該当者のみ提出する書類	⑫	委任状（支店等委任用）（共通様式5）	◎記入例P 2 0を参考にしてください。 ・本店から支店等に常に入札・契約権限等を委任する場合のみ添付してください。
	⑬	委任状（入札代理人用）（共通様式6）	◎記入例P 2 1を参考にしてください。 ・本店登録の場合、本店の代表者を委任者としてください。 ・支店等登録の場合、支店長等を委任者としてください。
	⑭	許可証、登録証、認可証等（写し可）	◎P 1 0の「営業に関し法律上必要とする許可・登録等一覧表」を参照のうえ、提出してください。
	⑮	販売代理店、または特約店の証明書（写し可）	◎取扱商品について、販売代理店または特約店としてメーカー等と契約を結んでいる場合は、証明書を提出してください。
	⑯	機械設備等調書	次に掲げる業種を希望される場合は、各調書を提出してください。 ※設備の状況について、調査にお伺いする場合があります。 (1)区分1～6（印刷）・・・印刷業者調書 (2)区分9（看板・黒板）・・・看板、黒板製作者調書 (3)区分1 6（被服のうち中項目「衣料」選択）・・・衣料業者調書
	⑰	指名競争入札参加資格審査申請書の補正に関する委任状	申請書類の補正を委任する場合には提出してください。

(個人の場合)

	番号	提出書類名	記入要領及び留意事項
必ず提出しなければならぬ書類	①	提出書類一覧表(物品)	◎完備した書類は、チェック欄にし印を記入して、提出してください。
	②	受付票(物品)	◎「所在地、商号又は名称、代表者名、担当者名、電話、FAX番号」を記入し、提出してください。
	③	指名競争入札参加資格審査申請書(物品)	◎記入例P12を参考にしてください。 ◎「新規、継続」の欄は、過去に名簿登録したことがある場合は「継続」に○印、ない場合は「新規」に○印をしてください。 ◎「債権者コード」欄は、以前登録のある場合はそのコードを記入してください。 ◎「所在地」は、現に営業をしているところを記入してください。 ◎「商号又は名称」は、本店名を記入してください。 ◎「代表者」は、現に営業している方を記入してください。 ◎「希望業種」については、P7～9の「指名希望業種分類表」から選び指名希望順(2業種まで)に記入してください。なお、指名にあたっては、第1位の指名希望業種を優先します。 ◎「支店等」は、見積、契約締結等を支店等に委任する場合に記入してください。 ◎「入札代理人」は、見積、入札を代理人に委任する場合に記入してください。
	④	希望業種取扱品目明細表	◎記入例P13を参考にしてください。
	⑤	代理店・特約店・取扱品目一覧表	◎記入例P14を参考にしてください。⑮を確認
	⑥	印鑑証明書(写し可)・誓約書	◎市町村の発行する印鑑登録証明書で、発行日付は、令和6年2月1日以降のもの。 ◎誓約書は原本。物品、清掃等どちらも申請する場合は一方は写しで可。
	⑦	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書(共通様式1)	◎「役員等名簿」は、記入例P15、16の記入方法等を参考に対象者全員について記載してください。
	⑧	納税証明書等	◎P6の「個人申請の場合」の欄を、参照してください。
		納税証明書(写し可)	◎所轄税務署発行のもので、発行日付は令和6年2月1日以降のもの。
	⑨	市税等の課税・納付状況確認同意書(共通様式3)	◎記入例P17を参考にしてください。 令和6・7・8年度受付分から、契約課が納付状況の確認をいたします。 ※滞納無証明書の取得は必要ありませんので、ご注意ください。
	⑩	個人住民税の特別徴収実施確認書(共通様式2)	◎記入例P18を参考に、直近の領収書の写しを添付するか、当該市町村の税務担当課に確認印を受けて、提出してください。
⑪	財務書類(写し可)	◎収支計算書および所得税確定申告書(直近1ヵ年分)を提出してください。	
該当者のみ提出する書類	⑫	使用印鑑届(共通様式4)	◎記入例P19を参考にしてください。 ◎使用印は、見積、入札、契約の締結、納品、代金の請求並びに受領に使用される印鑑であって、印鑑証明を受けた印鑑でなくても構いません。 ※支店等委任する場合には不要(⑫委任状をもって使用印鑑届を行うこと)
	⑬	委任状(支店等委任用)(共通様式5)	◎記入例P20を参考にしてください。 ・本店から支店等に常に入札・契約権限等を委任する場合のみ添付してください。
	⑭	委任状(入札代理人用)(共通様式6)	◎記入例P21を参考にしてください。 ・本店登録の場合、本店の代表者を委任者としてください。 ・支店登録の場合、支店長等を委任者としてください。
	⑮	許可証、登録証、認可証等(写し可)	◎P10の「営業に関し法律上必要とする許可・登録等一覧表」を参照のうえ、提出してください。
	⑯	販売代理店、または特約店の証明書(写し可)	◎取扱商品について、販売代理店または特約店としてメーカー等と契約を結んでいる場合は、証明書を提出してください。
	⑰	機械設備等調書	次に掲げる業種を希望される場合は、各調書を提出してください。 ※設備の状況について、調査にお伺いする場合があります。 (1)区分1～6(印刷)・・・印刷業者調書 (2)区分9(看板・黒板)・・・看板、黒板製作業者調書 (3)区分16(被服のうち中項目「衣料」選択)・・・衣料業者調書
	⑱	指名競争入札参加資格審査申請の補正に関する委任状	申請書類の補正を委任する場合には提出してください。

○「必要な納税証明書等」

宮崎市税等に関しては、令和6・7・8年度入札参加資格申請から、「市税等の課税・納付状況確認同意書」の提出により、契約課が納付状況の確認をいたします。

宮崎市発行の滞納無証明書の取得は必要ありませんので、ご注意ください。

法人申請の場合	宮崎市に事業所がある場合	法人	市税	市税等の課税・納付状況確認同意書 ・ 法人代表者に宮崎市税が課税されている場合、代表者についても確認します (法人分・法人代表者分を1枚の同意書で確認)
			国税	所轄税務署発行の納税証明書(写し可) ・ 未納の税額のない証明(発行日付は令和6年2月1日以降のもの) ・ 法人税、消費税及び地方消費税(書式その3の3等)
	宮崎市に事業所がない場合	法人	国税	所轄税務署発行の納税証明書(写し可) ・ 未納の税額のない証明(発行日付は令和6年2月1日以降のもの) ・ 法人税、消費税及び地方消費税(書式その3の3等)
		法人代表者 〔宮崎市税が課税されている場合〕	市税	市税等の課税・納付状況確認同意書
個人申請の場合	宮崎市に代表者の住民登録がある場合	代表者個人	市税	市税等の課税・納付状況確認同意書
			国税	所轄税務署発行の納税証明書(写し可) ・ 未納の税額のない証明(発行日付は令和6年2月1日以降のもの) ・ 申告所得税、消費税及び地方消費税(書式その3の2等)
	宮崎市に代表者の住民登録がない場合	代表者個人	国税	所轄税務署発行の納税証明書(写し可) ・ 未納の税額のない証明(発行日付は令和6年2月1日以降のもの) ・ 申告所得税、消費税及び地方消費税(書式その3の2等)

【市税等の課税・納付状況確認同意書の取扱いについて】

1. 申請時における確認

- ・令和6年4月1日までに納期限が到来する市税等について、契約課で課税・納付状況を確認します。
- ・確認の結果、市税等についての滞納があった場合は、契約課から個別に納付を依頼します。令和6年7月31日(水)までに、滞納分を納付したことが分かる書類(領収書の写し等)を契約課に提出してください。
- ・期限(令和6年7月31日(水))までに市税等の完納が確認できなかった場合は、資格要件を満たさないため、名簿への登載はできません。
- ・法人申請で、法人及び法人代表者の両方に宮崎市税が課税されている場合、同意書の提出は1枚でかまいません。

2. 名簿登載期間中における確認

- ・令和7年9月30日までに納期限が到来する市税等について、契約課で課税・納付状況を確認します。
- ・改めて市税等の課税・納付状況確認同意書の提出は必要ありません。
- ・市税等の滞納があった場合は、上記1と同様、契約課から個別に納付を依頼しますので、滞納分を納付したことが分かる書類(領収書の写し等)を契約課に提出してください。

※ 申請・登録後に、「宮崎市内に営業所等を新設した場合」や、「代表者が宮崎市に転入し課税される場合」には、必ず本同意書をご提出ください。

これまでの68業種の類似・重複品目等の統合を行い、今回の申請から29業種に変更します。

以下の29業種の中から、登録を希望する2業種の「区分の番号」と「業種」を、【宮崎市指名競争入札参加資格審査申請書（物品）】に記入してください。また、中項目がある業種を選択した場合には、【希望業種取扱品目明細表】内の取扱欄への○印も記入してください。

指名希望業種分類表

今回区分	業種	中項目	主な営業品目
1	一般印刷（カラー・製袋印刷）		カラー、製袋
2	一般印刷（複写・単色帳票）		複写、単色帳票
3	一般印刷（障がい者支援施設等印刷）		
4	一般印刷（単色冊子）		単色冊子
5	フォーム印刷		フォーム印刷、圧着印刷
6	特殊印刷		シール、ラベル印刷、スクリーン印刷、原付自転車等標識
7	青写真等	青写真	青写真焼付、第二原図作成
		地図印刷	写図・地図製作、航空写真、マイクロ写真
8	DPE・カメラ		写真現像、デジタルフィルムスキャナー
9	看板・黒板		看板、掲示板、黒板、懸垂幕、横断幕、電照看板、車両文字入れ
10	事務用品	紙・文房具	紙製品、事務用文具
		印章	ゴム印、公印
11	事務用機器	複写機・スチール製品・事務機	棚、事務机、事務椅子、キャビネット、シュレッダー、複写機（※購入のみ）
		家具	木製家具、学校用家具、家具製作
12	日用品・雑貨	荒物・金物・雑貨	家庭金物、刃物類、大工道具、清掃用品、雑貨類
		陶器	湯呑み、茶碗、急須
		食料品	茶、食肉、菓子類、魚介類、青果類
13	燃料	石油	ガソリン、軽油、灯油、重油
		ガス・酸素	LPGガス、天然ガス、プロパンガス
14	薬品	医薬品	一般用医薬品、医療用医薬品、ワクチン、防疫用品（消毒液等）
		工業薬品	苛性ソーダ、次亜塩素酸ソーダ、高分子凝集剤、消石灰

今回区分	業種	中項目	主な営業品目
15	教育用品	学校用教材	小・中学校の各教科教材
		保育所用品	保育所教材、遊具
		楽器	楽器
		運動用品	運動器具、運動衣
		図書	書籍、雑誌、映像・音楽ソフト
16	被服	衣料	制服、事務服、作業服、白衣、布生地、糸等
		帽子	制帽、作業帽、略帽
		雨具・カバン・靴	雨合羽、雨靴、安全靴、ゴム長靴、カバン
17	繊維製品等	染物・旗	のぼり、旗、天幕
		畳・表具	たたみ、ふすま
		寝具・室内装飾品	テント、カーテン、暗幕、緞帳、ブラインド
18	車両等	車両	乗用車、貨物車、軽自動車、特殊車両
		車両付属品	自動車部品、タイヤ、バッテリー、電装品
		車両整備	車検整備、定期点検、板金、塗装
		船舶	船外機、ヨット、水上バイク、ボート
		自転車・雑車	自転車、自動二輪車、原付自転車、リヤカー
19	資材	砂・砂利	砂、砂利、碎石、土
		アスファルト・生コン	アスファルト合材、乳剤、生コン、ストックファルト
		コンクリート二次製品	ヒューム管、フリューム管
		安全施設資材	ガードレール、道路標識、カーブミラー、バリケード
		仮設資材・土建用資材	組立ハウス、物置、仮設材料、土のう、セメント、ブロック、レンガ
		鋼材・鋼材加工品	鉄筋、鋼板、鋼材加工、ステンレス加工
		木材・竹材	角材、板、丸太、杭、合板、竹
		造園資材	種、苗、樹木、肥飼料、農薬
		塗料	塗料、ラッカー、防水剤、止水剤
		ガラス	ガラス、サッシ、網戸
20	建設・産業機械器具	建設用機械器具	ロードローラー、パワーショベル、溶接機械、工作機械
		農工業用機械器具	芝刈機、草刈機、噴霧器、作業工具
		水道機械器具	水道ポンプ、継ぎ手、配管工具、水道メータ
		計測量機械器具	自動秤、台秤、天秤、トランシット

今回区分	業種	中項目	主な営業品目
21	消防・防災用品		消火器、ホース、消防ポンプ、消防自動車、災害備蓄用品
22	理科医科機械器具		医療用器具、医療実験器械器具、リハビリ機器、検査キット、AED（※購入のみ）
23	厨房機械器具		給食調理機器、配膳台、食器、トレー
24	家電・通信機器	一般家電品	タブレット端末、家庭用AV機器、生活家電、照明器具、ドローン
		プリンタインク	プリンタインク
		ミシン・編機	ミシン、編機
		通信機械器具	無線、各種通信システム
		重電機器	モーター、非常用電源装置、変圧器
		カメラ	デジタルカメラ、ビデオカメラ
25	コンピュータ機器	コンピュータ機器	パソコン
		プリンタトナー	トナー、ドラムカートリッジ
26	視聴覚・舞台音響		放送設備、書画カメラ（実物投影機）、舞台音響器具、舞台照明器具
27	リース・レンタル	事務機	複写機、FAX、パソコン、タブレット
		AED	AED
		建設用機械器具	
		農業用機械器具	
		自動車	
		バス・タクシー	借上げバス、ジャンボタクシー
		その他	
28	電力		電力供給
29	その他	不用品回収	鉄くず、不用紙、布、その他不用品の買受
		記念品	トロフィ、盾、バッチ
		時計	置時計、掛時計、腕時計
		その他	前記のいずれにも該当しない営業品目

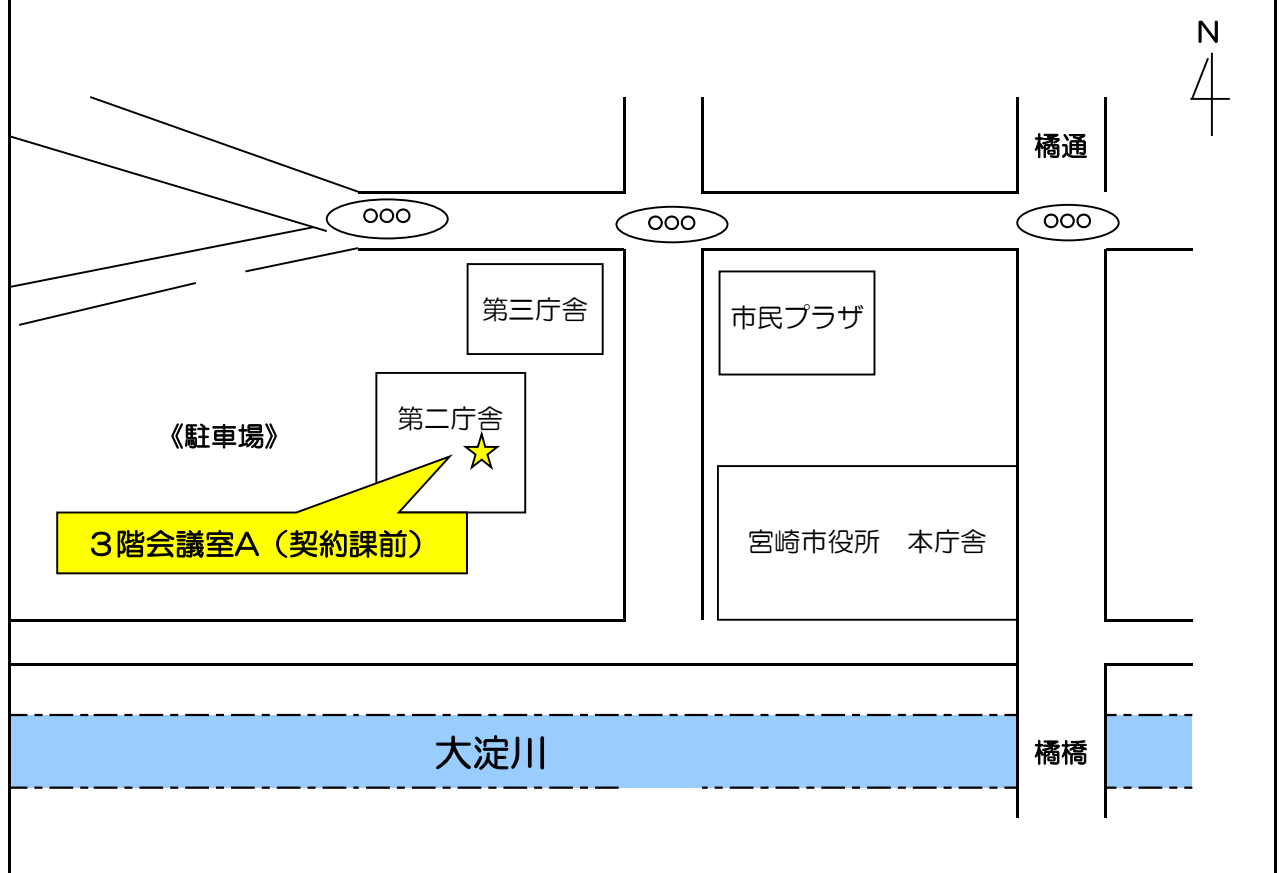
※「印刷企画デザイン」「ソフトウェア開発・データ入力等」は役務（清掃等）で登録。

営業に関し法律上必要とする許可・登録等一覧表

業種	中項目	許認可	関係法令
看板・黒板		屋外広告業登録済証	宮崎県屋外広告物条例
		宮崎市特例屋外広告業届出済証	宮崎市屋外広告物条例
日用品・雑貨	食料品	食品衛生法許可	食品衛生法
		酒類販売業	酒税法
燃料	石油	石油販売届出書 揮発油販売登録	石油備蓄法 揮発油等の品質の確保等に関する法律
	ガス・酸素	(LPG) 高圧ガス販売業許可、液化石油ガス販売業登録 (天然ガス) ガス小売事業登録、一般ガス導管事業許可	(LPG) 液化石油ガス法 高圧ガス保安法 (天然ガス) ガス事業法
薬品	医薬品	医薬品販売業許可、毒物劇物一般販売業登録、動物用医薬品販売業許可、医薬品部外品製造販売業	薬事法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
	工業薬品	毒物劇物販売業許可登録、高圧ガス販売業	毒物及び劇物取締法 高圧ガス保安法
車両	車両	自動車分解整備事業認証 指定自動車整備事業指定	道路運送車両法
	車両付属品		
	車両整備		
資材	砂・砂利	砂利採取業者登録 採石業者登録	砂利採取法 採石法
	造園資材	毒物劇物農薬用品目販売業登録 農薬販売届	毒物及び劇物取締法 農薬取締法
	塗料	毒物劇物特定品目販売業登録 毒物劇物一般販売業登録	毒物及び劇物取締法
建設・産業機械器具	建設用機械器具		
	計測量機械器具	計測器製造業（修理業・販売業）届出	
理科医科機械器具		医療機器販売製造業、管理医療機器販売業届出 高度管理医療機器等販売業許可 特定保守管理医療機器販売業許可 医療機器製造販売業許可 動物用高度管理医療機器等販売業許可	薬事法
リース	自動車	自家用自動車有償貸渡業許可（レンタカー）	道路運送法
	AED	管理医療器貸与業届出、高度管理医療機器貸与業許可、特定保守管理医療機器貸与業	薬事法
電力	電力	小売電気事業登録	電気事業法
その他	不用品回収	古物営業許可、金属くず取扱業届出、廃棄物再生事業者登録	

※ここには例を示してありますので、これ以外に該当する場合も証明書等を提出してください。

指名競争入札参加資格審査申請書受付場所



様式第1号 (第3条関係) 令和6・7・8年度 指名競争入札参加資格審査申請書 (物品)

令和6・7・8年度において、宮崎市で行われる物品購入、賃貸借、修繕及び不用品物売払いに係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

宮崎市長 殿 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

新規継続区分	1 新規 2 継続	契約相手方	1 本社 2 支店	記入例
		債権者コード		

(カ7)等のフリガナは省略

※太線内を記入してください。※株式会社等は(株)等の略号を用いて記入し、(カ7)等のフリガナは省略してください。

フリガナ	ミヤザキ	株式会社等は(株)等の略号を用いて記入してください。
商号又は名称	宮崎(株)	

本社から支店等に契約権限等を委任する場合のみ記入してください。
例) 東京本店から福岡支店に委任する場合等

宮崎市在住者のみ記入

1. 本 社 ※所在地が「宮崎県」及びTEL・FAXの市外局番が

郵便番号	121-0000	県No.	
所在地	東京都足立区青井〇丁目〇番〇号		
代表者職名	代表取締役	FAX	03-0000-0000
代表者氏名	宮崎 太郎	メールアドレス	aaa111@zzz.aa.bb
代表者住所	宮崎市橘通西〇丁目〇番〇号		

(宮崎市在住者のみ記入)

・丁目や番地を省略せず記入してください。
例) 〇〇町2-99-9 ⇒ 誤
〇〇町二丁目99番地9 ⇒ 正
・所在地が宮崎県の場合、「宮崎県」の記入は省略してください。
(本社、支店等、連絡先すべて)

市外局番が 0985 の場合、「0985」の記入は省略してください(本社、支店等)。

希望業種

手引きのP7~9「指名希望業種分類表」から選択してください。

希望順位	区分(番号)	業種(名称)
1位	11	事務用機器
2位	15	教育用品

※登録期間中の希望業種の変更および順位の変更はできませんので、ご注意ください。

従業員数・営業年数・決算額

従業員数	20	人
営業年数	15	年
直前第1年度決算年間売上高	1,000	千円

※従業員数は、本・支店を含み臨時職員は除きます。

※決算額は千円未満を切り捨ててください。

「売上高」を記入してください。

2. 支店等 次の事項を支店等に委任する場合のみ記入してください。

委任事項：見積、入札、契約締結、契約金・保証金及び前払金の請求受領、復代理人選任、その他これに付随する一切の件
委任期間：令和6年9月1日から令和9年8月31日まで

郵便番号	000-0000	県No.	
支店等名称	福岡支店		
所在地	福岡県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号		
支店長等職名	支店長	TEL	092-000-0000
支店長等氏名	佐土原 次郎	FAX	092-000-0000
		メールアドレス	bbb222@zzz.aa.bb

(会社名は不要)

支店等の所在地が宮崎県外の場合、都道府県から記入してください。
例) 福岡県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

3. 入札代理人

委任事項：見積、入札に関する件 委任期間：令和6年9月1日から令和9年8月31日まで

役職名	氏名	役職名	氏名
社員	フリガナ オオヨド カワコ		フリガナ
	大淀 川子		
役職名	氏名	役職名	氏名
	フリガナ		フリガナ

希望業種取扱品目明細表

記入例

- 希望順位の欄には、指名競争入札参加資格審査申請書で記入した希望業種の順位「1」「2」を記入してください。
- 取扱の欄には、希望業種の中で取扱がある品目等に○印を付けてください（同じ希望業種内で該当するものすべてに）。

希望 順位	区分	業種	取扱	品目	希望 順位	区分	業種	取扱	品目
	1	一般印刷（カラー・製袋印刷）		カラー・製袋印刷		20	建設・産業機械器具		建設用機械器具
	2	一般印刷（複写・単色帳票）		複写・単色帳票				農工業用機械器具	
	3	一般印刷（障がい者支援施設等印刷）		障がい者支援施設等印刷				水道機械器具	
	4	一般印刷（単色冊子）		単色冊子				計測量機械器具	
	5	フォーム印刷		フォーム印刷、圧着印刷		21	消防・防災用品		消防・防災用品
	6	特殊印刷		特殊印刷		22	理科医科機械器具		理科医科機械器具
	7	青写真等		青写真		23	厨房機械器具		厨房機械器具
	8	DPE・カメラ		DPE・カメラ		24	家電・通信機器		一般家電品
					プリンタインク				
	9	看板・黒板		看板・黒板				ミシン・編機	
	10	事務用品		紙・文房具				通信機械器具	
				印章				重電機器	
1	11	事務用機器	○	複写機・スチール製品・事務機				カメラ	
	12	日用品・雑貨		家具		25	コンピュータ機器		コンピュータ機器
				荒物・金物・雑貨		プリンタトナー			
	13	燃料		陶器		26	視聴覚・舞台音響		視聴覚・舞台音響
				食料品		事務機			
	14	薬品		石油		27	リース・レンタル		AED
				ガス・酸素				建設用機械器具	
	15	教育用品		医薬品				農業用機械器具	
				工業薬品				自動車	
			○	学校用教材				バス・タクシー	
				保育所用品				その他	
				楽器		28	電力		電力
	16	被服		運動用品		29	その他		不用品回収
				○	図書				記念品
				衣料				時計	
				帽子				その他	
	17	繊維製品等		雨具・カバン・靴		18	車両等		車両
				染物・旗				車両付属品	
				畳・表具				車両整備	
				寝具・室内装飾品				船舶	
								自転車・雑車	
	19	資材		砂・砂利					砂・砂利
				アスファルト・生コン				アスファルト・生コン	
				コンクリート二次製品				コンクリート二次製品	
				安全施設資材				安全施設資材	
				仮設資材・土建用資材				仮設資材・土建用資材	
				鋼材・鋼材加工品				鋼材・鋼材加工品	
				木材・竹材				木材・竹材	
				造園資材				造園資材	
		塗料		塗料					
				ガラス				ガラス	

暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

私は、自己又は自社の役員等が、宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないことを誓約します。

また、下記の役員等名簿に記載した者が宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないことを、宮崎県警察本部に照会することを承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎市長 殿

所在地 東京都足立区青井1丁目1番1号

商号又は名称 宮崎株式会社

代表者職氏名 代表取締役 宮崎 太郎

記

役員等名簿

職名	フリガナ	生年月日	性別	備考
	氏名			
代表取締役	ミヤザキ タロウ	大・昭・平	男・女	
	宮崎 太郎	11年1月1日		
取締役	キヨタケ ヒロミ	大・昭・平	男・女	
	清武 ひろみ	22年1月1日		
取締役	タノ アキコ	大・昭・平	男・女	
	田野 明子	33年1月1日		
監査役	タカオカ シロウ	大・昭・平	男・女	
	高岡 四郎	44年1月1日		
支店長	サドワラ ジロウ	大・昭・平	男・女	
	佐土原 次郎	55年1月1日		
<p><法人の場合> 登記簿に記載のある方全員(社外監査役は除く)を 記入してください。</p> <p><個人の場合> 代表者および経営に実質的に関与している方を 記入してください。</p>				
<p>※申請書「2.支店等」欄にて、見積・契約締結 等を支店等に委任した場合は、その支店長等も 記入してください。</p>				

【備考】

本書類に記載された、氏名、生年月日等のすべての個人情報、個人情報の保護に関する条例(平成15年法律第57号)の規定に基づき取り扱うものとし、宮崎市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づき実施する暴力団排除措置以外の目的には使用しないものとします。また、宮崎市がこれらの情報をもとに宮崎県警察本部から取得した個人情報についても同様とします。

【記入方法等】

- 1 氏名は、正確な(旧字等)字体で記載してください。
- 2 生年月日は、西暦ではなく邦暦(昭和・大正等)で記載してください。
- 3 この名簿に記載する「役員等」とは、「物品売買等の契約についての指名競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱(昭和59年告示第91号)」の第1条の2第5号に定義する者をいいます。
- 4 役員等が新たに就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

○物品売買等の契約についての指名競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱 (抜粋) (定義)

第1条の2

(5) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 法人にあつては、役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者
- ロ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者
- ハ 個人にあつては、その者

○宮崎市暴力団排除条例 (抜粋) (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 市が実施する入札に暴力団関係者を参加させないために必要な措置

記入例

市税等の課税・納付状況確認同意書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎市長 殿

物品 清掃等

Table with 6 rows and 2 columns. Applicant information including company name (宮崎株式会社), address (東京都足立区青井1丁目1番1号), representative name (宮崎 太郎), and birth date (11年 1月 1日生).

宮崎市競争入札参加資格審査申請時及び参加資格有効期間中において、宮崎市が当社又は私個人の宮崎市税等の課税・納付状況を次のとおり調査することに同意します。

調査の結果、滞納等が判明し、市が指定する期日までに納入が無かった場合は、競争入札参加資格の取消を受けることになっても、異議を申し立てません。

1. 調査に同意する税目等

- ① 個人住民税 ② 法人市民税 ③ 固定資産税 ④ 都市計画税 ⑤ 軽自動車税(種別割)
⑥ 市たばこ税 ⑦ 鉱産税 ⑧ 入湯税 ⑨ 事業所税 ⑩ 国民健康保険税(個人の場合のみ)

2. 調査対象期間

- (1回目)令和6年4月1日(月)までに納期の到来しているもの
(2回目)令和7年9月30日(火)までに納期の到来しているもの

(以下 宮崎市使用欄)

Table with 2 main sections (1回目 and 2回目) and 3 sub-sections (会社, 支店等, 代表者). Each section contains checkboxes for various taxes and their amounts.

※本調査により収集した情報は、宮崎市競争入札参加資格審査のために使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

本同意書の提出については、契約課にて本人確認済み 印

記入例

個人住民税の特別徴収実施確認書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎市長 殿

(申請者) 所在地 東京都足立区青井1丁目1番1号

商号又は名称 宮崎株式会社

代表者職氏名 代表取締役 宮崎 太郎

印

当てはまる項目
どれか一つにチェックする。

次のいずれかに当てはまる項目欄の□にチェックを入れてください。

1. 宮崎県内に事業所がない場合

□ 当事業所は、宮崎県内に事業所(支店または営業所等を含む。)がありません。

⇒ 本書の添付や税務担当課での確認印は不要です。

2. 宮崎県内に事業所がある場合

(1) 特別徴収義務のある事業所の場合

① 領収証書の写しがある。

当事業所は、現在 宮崎 市(町・村)の特別徴収義務者として、特別徴収を実施し納付しています。

⇒ 次のいずれかを添付してください。当該市町村の税務担当課の確認印は不要です。

写しの添付は、本書の裏面、もしくは別紙(A4縦)のどちらでも構いません。

・直近の領収証書(1ヶ月)の写し

・市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写し

(注意) 写しは事業所全体の税額部分のみ。個人情報(氏名等)が記載されている部分を除いてコピーしてください。

宮崎市と複数の市町村で特別徴収を実施している場合は、項目欄①にチェックを入れて宮崎市の領収証書の写し等を添付するか、項目欄②にチェックを入れて、宮崎市の市民税課で確認印を受けてください。

特別徴収義務があり、かつ、宮崎市に居住する従業員がいない場合は、宮崎県内にある主たる事業所所在地の領収証書の写し等を添付して(又は確認印を受けて)ください。

② 領収証書等の写しがない。

当事業所は、現在 _____ 市(町・村)の特別徴収義務者の指定(指定番号: _____)を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

特別徴収事業所名 申請者と同じ
 その他(名称: _____)

⇒ 当該市町村の税務担当課にて確認印を受けてください。

③ 特別徴収を実施していない。

当事業所は、令和 _____ 年 _____ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始する手続きを完了しました。

⇒ 当該市町村の税務担当課にて手続きし、確認印を受けてください。

(2) 特別徴収義務のない事業所の場合

当事業所は、特別徴収義務はありません。

特別徴収すべき従業員等が生じた場合は、速やかに特別徴収を開始することを誓約します。

⇒ 当該市町村の税務担当課にて確認印を受けてください。

こちらに✓を入れた場合には、市町村の税務担当課にて確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

税務担当課記入欄

特別徴収義務に該当するか不明なときは、主たる事業所所在地の市町村税務担当課で確認してください。

記入例

登録番号

使用印鑑届

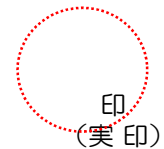
令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

宮崎市長 殿

所在地 宮崎市橘通西一丁目1番1号

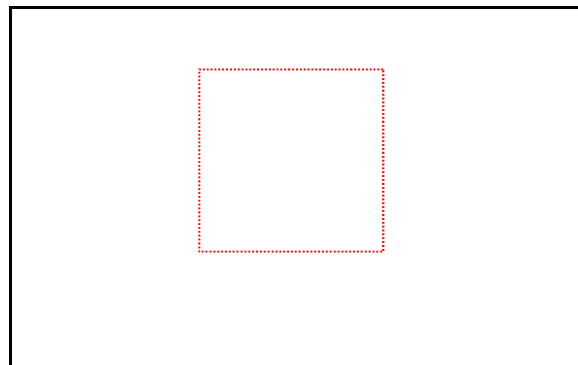
商号又は名称 有限会社みやざき

代表者氏名 代表取締役 宮崎 次郎



下記の印鑑を宮崎市に提出書類に使用するものとしてお届けします。

記



- (注) 1. 使用印鑑は、入札、見積、契約締結、納品、代金の請求及び受領に使用する印鑑であって、印鑑証明を受けた印鑑でなくてもよい。
2. 代理人（支店長、営業所長、出張所長等）委任状を提出する者は、提出不要とするが、委任状にて使用印鑑届を行うこと。

記入例

登録番号

委任状

(支店等委任用)

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

宮崎市長 殿

(委任者)
所在地 東京都足立区青井1丁目1番1号

商号又は名称 宮崎株式会社

代表者氏名 代表取締役 宮崎 太郎

印
(本店・本社は実印)

私は、次の者を代理人と定め、宮崎市との下記事項に関する権限を委任します。

委任期間：令和6年9月1日から令和9年8月31日

記

1. 代理人（支店長、営業所長、出張所長等）

①受任者
所在地 福岡県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

商号又は名称 宮崎株式会社 福岡支店

役職及び氏名 支店長 佐土原 次郎

(使用印鑑)

②委任事項

1. 見積、入札に関する件
1. 契約の締結に関する件
1. 契約金、保証金及び前払金の請求受領に関する件
1. 復代理人専任に関する件
1. その他これに付随する一切の件

記入例

登録番号

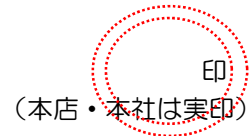
委任状

(入札代理人用)

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

宮崎市長 殿

(委任者)
所在地 福岡県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
商号又は名称 宮崎株式会社 福岡支店
代表者氏名 支店長 佐土原 次郎

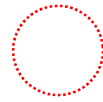
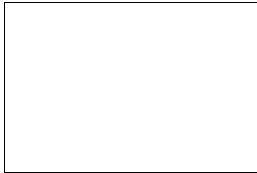
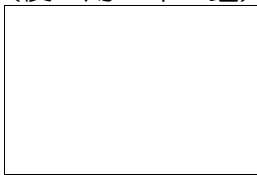


私は、次の者を代理人と定め、宮崎市との下記事項に関する権限を委任します。

委任期間：令和6年9月1日から令和9年8月31日

記

1. 入札代理人

①受任者 役職名 <u>社員</u> 氏名 <u>大淀 川子</u> ②委任事項 1. 見積、入札に関する件	(使用印鑑) 
①受任者 役職名 _____ 氏名 _____ ②委任事項 1. 見積、入札に関する件	(使用印鑑) 
①受任者 役職名 _____ 氏名 _____ ②委任事項 1. 見積、入札に関する件	(使用印鑑) 
①受任者 役職名 _____ 氏名 _____ ②委任事項 1. 見積、入札に関する件	(使用印鑑) 